

国労本部電送No.2	発信日	発信 財政部	責任者	受領者
	2024年7月26日			

指 令 第 2 号
2024年 7月26日

各 エリア本部
執行委員長 殿
地方本部

国鉄労働組合
中央執行委員長 松川 聡

2024年度組合費、ストライキ基金並びに 組織拡大行動資金の徴収について

第93回定期全国大会（7月25日～26日）は、本年度の組合費等について下記の内容により徴収することを決定した。

よって、各級機関は徴収にあたって万全の体制をはかるよう、以下指令する。

<指 令>

1、本年度の組合費は次のとおりとする。

(1) JR現職者の組合費は現行通りとし、

基本給×21/1,000+1,100円（1円以上の端数は10円に切り上げ）とする。

① 2023年度本部納入組合費平均は8,193円となり、平均組合費7,800円を393円上回っているが、平均組合費は現行通り319,000円×21/1000+1,100円＝7,800円とする。組合費の最高限度額は、現行通り10,080円とする。

②このうち、犠牲者救済資金は、1人50円とし、業過資金は1人2円とする。

(2) 再雇用者の組合費は以下の通りとする。

① JR会社等に再雇用の組合費は現行通りとし、

基本給×18/1,000（1円以上の端数は10円に切り上げ）とする。

2023年度本部納入組合費平均は3,206円となり、平均組合費3,000円を206円上回った。

組合費の最高限度額は3,600円とし、最低組合費を2,300円、平均組合費については3,000円とする。

② J R 東日本における短日数勤務者の組合費は、支給基本給額×80%×18/1,000とし、またJ R 西日本シニア社員のハーフ日数・ハーフタイムにおける組合費は、支給基本給額×18/1,000とし、それぞれ最高限度額 3,600円、最低組合費 2,300円、平均組合費 3,000円とする。

③ハーフタイム勤務を選択した者の組合費は、現行通り1,200円とする。

④再雇用制度満了後の組合費については、現行通り2,300円とする。

(3) 退職前提休職者の組合費は、現行通り2,300円とする。

(4) 臨雇組合員の組合費は、現行通り1,200円とする。

(5) J Rグループ 会社正社員の組合費は現行通り、

基本給×15/1000（1円以上の端数は10円に切り上げ）とする。

2023年度本部納入組合費平均は2,975円となり、平均組合費3,000円を25円下回った。組合費の最高限度額は3,600円とし、最低組合費を2,300円、平均組合費については3,000円とする。

(6) J Rグループ 会社非正規社員の組合費は、現行通り2,300円とする。

(7) 休職・休業中で賃金が一切支給されない者は、その期間徴収しない。

(8) 以上の取り扱いについては、『納付金A』により処理すること。

(9) 「組合費徴収一覧表」については、

- ・『2024年度 組合費早見表』（添付4-1）
- ・『2024年度 再雇用組合費早見表』（添付4-2）
- ・『2024年度 グループ 会社正社員組合費早見表』（添付4-3）

以上をPDFにて添付するので参照のこと。

尚、55歳以上で賃金が減額される者等の基本給については、「表」に当てはまらない場合があるが、その場合は1ランク低い欄で組合費を徴収すること。

○エクセル関数を利用して組合費を算出する場合は下記の計算式を参照のこと。

- ・J R 現職者 $=\text{ROUNDUP}(\text{INT}(\text{基本給} \times 21 / 1,000 + 1,100), -1)$
- ・再雇用者 $=\text{ROUNDUP}(\text{INT}(\text{基本給} \times 18 / 1,000), -1)$
- ・グループ会社正社員 $=\text{ROUNDUP}(\text{INT}(\text{基本給} \times 15 / 1,000), -1)$

※カッコ内の「-1」は、一の位を切り上げて10円単位に処理。

(10) 新組合費の徴収は、2024年7月からとする。

- ・新旧組合費の差額徴収を行うこと。
- ・差額徴収対象者は、2024年7月26日現在、現に国鉄労働組合に在籍していた組合員とする。

2、ストライキ基金は、JR現職者のみ、現行通り1人月額100円を徴収する。
取り扱いについては、『納付金B』により処理すること。

3、組織拡大行動資金は、JR現職者のみ、現行通り1人月額400円を徴収する。
取り扱いについては、前2項同様、『納付金B』により処理すること。

4、前2、3項の徴収については、通常の組合費と同様に「未収金」とならないよう、『台帳』整理等を行うこと。組合規約第36条の「代議員の選出」の算出基礎となる。

5、交付金 再雇用者について、月額単価を下記の通り改定する。

(1) 地本交付金は、

- ・JR現職者 月額 1,700円×人員×12ヶ月
- ・再雇用者 月額 650円×人員×12ヶ月
- ・G会社社員（非正規含む）
月額 1,500円×人員×12ヶ月
- ・ハーフ・臨雇 月額 500円×人員×12ヶ月

(2) エリア交付金は、

- ・JR現職者 月額 900円×人員×12ヶ月
- ・再雇用者 月額 350円×人員×12ヶ月
- ・G会社社員（非正規含む）
月額 600円×人員×12ヶ月
- ・ハーフ・臨雇 月額 500円×人員×12ヶ月

6、本部・エリア本部・地方本部間の組合費及び交付金の送金方法については、下記の通り変更する。

イ、地方本部は、各種平均組合費からそれぞれの地本交付金及び組織拡大行動資金300円を控除し、スト基金100円とともにエリア本部に送金する。

送金後、「送金通知書」（添付4-4：地方本部用）をエリア本部にメールまたはFAXする。郵送は不要。

ロ、エリア本部（北海道・四国・九州）は、各種平均組合費からそれぞれの地本交付金、エリア交付金及び組織拡大行動交付金（300円＋50円）を控除し、スト基金100円とともに本部に送金する。

送金後、「送金通知書」（添付4-4：北海道・四国・九州用）を本部にメールまたはFAXする。郵送は不要。

ハ、エリア本部（東日本・東海・西日本）は、地方本部からの組合費等納入金額からエリア交付金及び組織拡大行動交付金（50円）を控除し、スト基金100円とともに本部に送金する。

送金後、「送金通知書」（添付4-4：東日本・東海・西日本用）を本部にメールまたはFAXする。郵送は不要。

※ 負債の部に『納付金A』（組合費）及び『納付金B』（ストライキ基金・組織拡大行動資金）を新たに設置し、処理すること。

二、本部は、第4四半期に実施する「組合費納入人員の確定」作業を経て、2024年度分「エリア本部交付金」（地方本部交付金を含む）の過不足を精算する。

7、各種カンパの徴収について

(1) 被対協カンパについては、年間1人200円とする。

(2) 上記を含む各種カンパについても、地方本部→エリア本部→本部の順で送金のこと。『預り金』で受払いのこと。

送金後、「送金通知書」を必ず上部機関にメールまたはFAXする。郵送は不要。

以 上

☆1～3項の組合費等について、下記に一覧表で示す。

<組合費等一覧表>

(単位:円)

	雇用種別	組合費		内訳			
		算定率 及び定額	最高限度額 …上段	地方本部	エリア本部	本部	合計
			最低組合費 …下段				
1	J R 現職者	基本給×21 ／1,000+ 1,100	10,080	1,700	900	5,200	7,800
2	再雇用者 ※西日本会社のハ ーフ日数・ハーフタイム勤 務者を含む	基本給×18 ／1,000	3,600 2,300	650	350	2,000	3,000
	短日数勤務者 ※東日本会社のみ	基本賃金× 80%×18/ 1,000	3,600 2,300	650	350	2,000	3,000
	ハーフタイム勤務者	1,200		500	500	200	1,200
3	退職前提退職者	2,300		1,500	600	200	2,300
4	臨時雇用員	1,200		500	500	200	1,200
5	J R グループ 会 社正社員	基本給×15 ／1,000	3,600 2,300	1,500	600	900	3,000
6	J R グループ 会 社非正規社員	2,300		1,500	600	200	2,300
7	休職者(無給)	徴収なし		—	—	—	—
※ストライキ資金・組織拡大行動資金は、J R 現職者のみ。							